

(事務連絡)
令和3年6月30日

介護サービス事業所 各位
居宅介護支援事業所 各位

大牟田市福祉課介護保険担当課長
吉澤 恵美

令和2年7月豪雨における利用者負担金免除期間の延長について（その3）

日頃より本市の介護保険行政の推進にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年7月豪雨により被災した被保険者の介護サービス利用者負担金については、市への免除申請により令和2年7月から令和3年6月サービス利用分を免除していたところですが、今般、厚生労働省事務連絡（令和3年6月16日付）において、令和3年7月以降の利用者負担金の免除について示されました。

つきましては、免除期間について、下記のとおり延長しますので、ご対応の程よろしくお願いいたします。

記

【免除期間】

令和3年12月31日（令和3年12月サービス利用分）まで延長する。

※すでに令和3年6月までの「介護保険 利用者負担金支払免除 承認証明書」を交付しているご利用者への、免除期間を延長した証明書の送付は、令和3年7月初旬を予定しています。また、当該延長に伴う市への再申請の必要はありません。

（留意事項）

新規利用者で被災した旨の申し出があった場合は、従前どおり居宅介護支援事業所と介護サービス事業所のそれぞれから、市へ別紙「被災利用者一覧」を提出していただくとともに、市の介護保険担当窓口へ免除申請の必要がある旨、ご利用者へ周知していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ・提出先】

〒836-8666

大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市 保健福祉部 福祉課 介護保険担当

TEL 41-2683